

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	松本市 介護保険料賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、介護保険料賦課業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松本市長

## 公表日

令和7年12月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	介護保険料賦課に関する事務								
②事務の内容	<p>本市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>なお、介護保険料賦課に係る事務として、主に、65歳以上の介護保険料の賦課に関する事務。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住民税課税データに基づき、所得を確認し保険料計算を行う。 軽減、減免申請に基づく賦課</li> <li>転入者等で賦課対象年度の課税データが市に無い場合は、転入前市町村に所得、課税、扶養情報の照会を行った上で賦課する。</li> <li>納入通知書、納付書の発送</li> <li>年金からの特別徴収仮徴収決定及び通知書の発送</li> <li>所得未把握世帯に対する所得調査</li> </ol>								
③対象人数	<table border="0"> <tr> <td>[ 10万人以上30万人未満 ]</td> <td>&lt;選択肢&gt;</td> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満			3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	介護保険システム(賦課)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>賦課の準備 賦課に向けて、所得を確認整備できる。 賦課資料照会・入力・資格異動等による更正機能 減免申請による保険料の減免、減額を行うことができる。</li> <li>賦課計算 所得から介護保険料を計算する。 課税台帳を管理できる。</li> <li>納入通知 納入通知書・納付書が発行できる。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他</td> <td>( 収納、滞納システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) )</td> </tr> </table>	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他	( 収納、滞納システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) )
[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他	( 収納、滞納システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) )								
システム2～5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
1 宛名特定個人情報ファイル、2 介護保険情報ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<table border="0"> <tr> <td>[ 実施する ]</td> <td>&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	[ 実施する ]	<選択肢>		1) 実施する		2) 実施しない		3) 未定
[ 実施する ]	<選択肢>								
	1) 実施する								
	2) 実施しない								
	3) 未定								
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項</p>								

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松本市 健康福祉部 保険課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 宛名特定個人情報ファイル、2 介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条に基づく、介護保険の被保険者等 介護保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
その必要性	被保険者等の情報を正確に把握し、介護保険賦課業務を正確、かつ、効率的に実施するため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 口座情報 )</li> </ul>
その妥当性	個人番号: 対象者を正確に特定するために保有(参照)します。 1. その他識別情報(内部番号) 個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有します。 2. 基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 納入通知書の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有します。 3. その他住民票関係情報 世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有します。 4. 地方税関係情報 賦課計算を行うための所得情報を保有します。 5. 医療保険関係情報 災害関係情報、生活保護・社会福祉関係情報は、減免等の判定をするために保有します。 6. 口座情報 口座振替を行う口座を管理するために保有します。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、生活福祉課、高齢福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	個人の情報を的確に把握し、迅速かつ正確な介護保険料賦課業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	入手した特定個人情報は、以下の介護保険事務の基礎情報として取得、確認、使用します。 介護保険料の賦課に関する事務 1. 保険料の賦課及び軽減 2. 前住所地への所得照会 3. 年金特別徴収・仮徴収 4. 所得未把握世帯調査	
情報の突合	必要に応じて、介護保険賦課事務にて保有する情報と、住民記録システム、市民税システム等との情報の突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> ( ) 1) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	介護保険システムの賦課業務	
①委託内容	介護保険システム(賦課)運用保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑥再委託事項	介護保険賦課システム運用保守

委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 32 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号利用法第19条第7号別表第二(別紙1を参照)別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号別表第二(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号利用法第19条第7号別表第二第一欄93、94の第二欄に掲げる事務
③提供する情報	特定個人情報保護ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報保護ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	高齢福祉課・西部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項
②移転先における用途	介護保険法による給付関係(賦課徴収に係る)
③移転する情報	介護保険料賦課徴収関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者と、被保険者が属する世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>本市における措置  入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。  サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。  電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置  1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。  2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 1. 介護保険情報ファイル

※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

#### 項目名

1: 被保—記号番号、2: 被保—宛名コード、3: 被保—主個人番号(※)、4: 被保—賦課年度、5: 被保—履歴番号、6: 被保—賦課履歴レコード区分、7: 被保—賦課更正年月日、8: 被保—賦課更正事由、9: 被保—随時告知区分、10: 被保—納通発行日、11: 被保—賦課世帯区分、12: 被保—資格区分、13: 被保—未申区分、14: 被保—月別課税有無04~03、15: 被保—賦課計算開始日、16: 被保—賦課計算終了日、17: 被保—総所得金額、18: 被保—賦課基準額、19: 世帯—所得割額、20: 被保—所得割額、21: 被保—均等割額、22: 世帯—均等割額、23: 被保—平等割、24: 世帯—平等割額、25: 被保—減免額、26: 被保—賦課額、27: 被保—暫定賦課額、28: 被保—暫定基礎額、29: 被保—期別賦課額01~12、30: 被保—現年賦課額計、31: 被保—過年度賦課額01~05、32: 被保—過年賦課額計、33: 被保—納付区分、34: 被保—金融機関コード、35: 被保—口座種別、36: 被保—口座番号、37: 被保—納付種別、38: 被保—口座名義人カナ、39: 被保—減免事由、40: 被保—減免開始期、41: 被保—減免率、42: 被保—減免金額、43: 被保—減免申請年月日、44: 被保—過年度賦課額01~05、45: 被保—過随1~7—調定月、46: 被保—過随1~7—調定期別、47: 被保—過随1~7—賦課期別レコード区分、48: 被保—過随1~7—納期限、49: 被保—過随1~7—期別賦課額、50: 被保—宛名氏名カナ、51: 被保—宛名氏名漢字、52: 被保—宛名氏名生年月日、53: 被保—宛名氏名性別、54: 被保—宛名氏名続柄コード、55: 被保—宛名氏名郵便番号、56: 被保—宛名氏名住所漢字、57: 被保—宛名氏名方書漢字、57: 被保—宛名氏名行政区コード、58: 被保—宛名送付先カナ、59: 被保—宛名送付先漢字、60: 被保—宛名送付先郵便番号、61: 被保—宛名送付先住所漢字、62: 被保—宛名送付先方書漢字、63: 被保—宛名送付先行政区コード

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 宛名特定個人情報ファイル、2 介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書等を本人から受領する場合は、番号法施行規則に従って、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等により番号確認を行います。また、個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等により身元確認を行います。</li> <li>・届出書等を代理人から受領する場合は、番号法施行規則に従って、法定代理人の場合は、戸籍謄本等、任意代理人の場合には委任状等により代理権の確認を行います。また、代理人の個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等により代理人の身元確認を行います。</li> <li>さらに、本人の個人番号カード又は通知カードの写し、本人の個人番号が記載された住民票の写し・記載事項証明書又はその写し等により本人の番号確認を行います</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙媒体の届出は、事務処理の段階ごとに保管場所を決めており、漏えいや紛失を防止します。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できない仕組みが構築されています。(個人番号を物理的に表示しません)</li> <li>また、介護保険システム(賦課システム)に対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施しています。</li> <li>・介護保険システム(賦課システム)においては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施しています。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用できる職員を限定している。</li> <li>・職員異動等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。</li> <li>・システムにログインする場合にパスワード認証を利用する場合、定期的にパスワードを変更している。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている <span style="float: right;">2) 定めていない</span>
規定の内容	特定個人情報を含む全ての個人情報について、以下の内容を「個人情報の取扱いに関する特記事項」として契約書に添付し、委託事業者に順守させます。 1. 個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じる。 2. 個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定める。 3. 個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 4. 業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 5. 市の指示又は承諾があるときを除き、業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。ならびに複写し、又は複製してはならない。 6. 市から貸与された、又は委託事業者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報の記録された資料等は、契約が終了し、又は解除された後直ちに返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。 7. 委託事業者は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、書面により市の承諾を得た場合は、この限りではない。 8. 市は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託事業者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は委託事業者の事務所に立ち入ることができる。 9. 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、本市の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている <span style="float: right;">2) 十分に行っている</span> 3) 十分に行っていない <span style="float: right;">4) 再委託していない</span>
具体的な方法		
その他の措置の内容	書面により委託者の承諾を得た場合に限り、再委託を可能としている。また、再委託した場合には、再委託者の状況等について報告書を提出させています。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている <span style="float: right;">2) 十分である</span> 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--



リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 介護保険システム(賦課)のソフトウェアにおける措置 ・情報照会・情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
① 事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>・データバックアップを毎日実施し、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の個別入退室管理が施された部屋に設置した装置内にデータを保管する。装置へのアクセスはID/パスワードによる認証を必要とする。 ・使用するサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新をしている。 ・停電によるデータの消失を防ぐためUPSを導入している。 ・バックアップ媒体、紙媒体については、施錠管理を行っている。</p>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1. 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 特定個人情報については市民の届出等に基づき、管理情報を更新している。 2. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。</li> <li>・全庁的な個人情報保護に関する研修の受講を積極的に受講している。</li> <li>・委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・全庁的な研修として、情報セキュリティを担当する職員については、年に1回以上庁内の集合研修を実施している他、所属長等についても情報セキュリティ研修を受講している。</li> </ul> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松本市健康福祉部保険課 〒 390-8620 住所 長野県松本市丸の内3-7 Tel 0263-34-3203
②請求方法	松本市個人情報保護条例に基づき開示・訂正・削除・中止請求を受け付けます。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松本市役所 健康福祉部 保険課 0263-34-3203
②対応方法	問い合わせ受付表を準備し、問い合わせ内容・対応の記録を残します。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年8月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

